

## 栃木市と栃木県立栃木農業高等学校との包括連携に関する協定書

栃木市（以下「甲」という。）と栃木県立栃木農業高等学校（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、かつ発展させるとともに、様々な分野に関する包括的な連携を推進することにより、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の事項について、協働により取り組むものとする。

- （1）地域振興及びまちづくりのための課題解決に関すること。
- （2）地域人材育成及び地域教育の振興に関すること。
- （3）地域への教育及び技術の提供に関すること。
- （4）教育の質の向上に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な分野に関すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項が生じたときは、甲と乙とが協議するものとする。

### （連携の推進）

第3条 甲と乙は、この協定に基づく相互の連携強化、及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換、及び協議の実施に努めるものとする。

### （秘密保持義務）

第4条 甲と乙は、この協定の連携に基づく活動によって、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中、有効期間終了後のいかなる場合も、事前に相手方の同意を得たものを除き第三者に対して開示、又は漏えいしてはならない。

2 この協定の連携による個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を順守し、かつこれに対応するものとする。

### （有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は2年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、両者のいずれからも特段の申出がない場合は、さらに2年間更新し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

平成29年7月28日

（甲）栃木市万町9番25号  
栃木市 市長

（乙）栃木市平井町911番地  
栃木県立栃木農業高等学校 校長

鈴木俊美

鈴木真之